

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2024176

22児C005

SK2025112

20児B013

③施設名等

名 称：	児童養護施設 ならさ	
施設長氏名：	翁長 克子	
定 員：		30名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	石垣市字新川1695-27	
T E L：	0980-88-8114	
U R L：	https://kp-narasa.com/	
【施設の概要】		
開設年月日	2005/8/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 紺碧の会	
職員数 常勤職員：		19名
職員数 非常勤職員：		4名
有資格職員の名称（ア）	保育士	
上記有資格職員の数：		2名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士	
上記有資格職員の数：		2名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称（エ）	看護師	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称（オ）	公認心理師	
上記有資格職員の数：		1名
有資格職員の名称（カ）	子ども家庭ソーシャルワーカー	
上記有資格職員の数：		2名
施設設備の概要（ア）居室数：	14室	
施設設備の概要（イ）設備等：	相談室・図書室・学習室・心理室・多目的室	
施設設備の概要（ウ）：	隔離室（感染者対応）	
施設設備の概要（エ）：	HACCP（電解水等）	

④理念・基本方針

- 1) 児童の尊厳や最善の利益を考え、大切にします。
- 2) 児童の健全育成、自立支援、個別支援を実践する。
- 3) 児童は地域社会全体で惜しまなく育む。
- 4) 地域の子育て支援、地域支援の充実を図ります。
- 5) 社会資源や施設機能の活用、地域・社会と連携し、施設の役割や強みを寄与します。

⑤施設の特徴的な取組

1. 児童は社会的養護を受ける権利を有する中、児童福祉のニーズに沿った社会資源を活用しながら、児童は施設だけで養護するのではなく、地域の力を借り、社会全体で育てていくことを心がけています。
2. 24時間緊急一時保護受け入れの継続やショートステイ・トワイライトステイ・レスパイトケア等による地域子育て支援、地域支援の充実を図ります。
3. 今年度は施設の設立20周年を迎え、8月に全児童・全職員とで石垣島1周のバスツアーを実施し、島内観光で普段経験できない事に取り組み、大変有意義な時間であった。
又、来春には「児童家庭支援センター」の開所を予定しており、市町村の求めに応じて必要な助言を行い、保護を要する児童又は保護者に対する指導を行い、地域に根ざした支援機関としての役割を果たしたい。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/10/21
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/3/17
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動を受け止め、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

職員はこどもの生育歴等を把握し、被虐待体験や分離体験に伴う苦痛や怒りを受け止め、受容的な態度で寄り添っている。トラブルの際はこどもが落ち着くまで見守り、自分の気持ちを言葉にできるよう支援している。不登校や問題行動に対しては、担任と連携し、心理士の面談を通じて背景にある課題を把握し、心のケアに努めている。また、意見箱に寄せられる要望等からもこどもの思いを汲み取っている。主体的生活を支える取り組みとして、各寮で週1回「ならさ会」を開催し、こども自身が進行や書記を務めて生活上の課題を検討している。そこで出た意見は職員会議等で検討し、翌週に共有する体制を整えている。自立支援では、中学生以上に小遣い帳の指導を行い、高校生のアルバイト収入は一部を除き自己管理させている。トイレ清掃後の感謝の貼り紙や検定合格証の掲示等、日々の努力を具体的に称賛し、失敗や葛藤を抱えるこどもには傾聴を通じて気軽に相談できる環境を提供している。日頃の関わりを通じ、自己管理能力と自尊心を育みながら生活スキルの向上を支援している。アンケートでは80%のこどもが大切にされていると感じ、73.3%が話しやすい職員が「いる」と回答しており、職員への高い信頼が示されている。

2. こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

こどもに関する不適切なかかわりの防止と早期発見に向けて、就業規則で服務心得や禁止行為を明記し、違反時の懲戒処分を定めている。被措置児童等虐待対応マニュアルでは、具体的な虐待事例や防止策、通告受理機関への通告義務、通報者の保護を明示している。同マニュアルは全体会議での説明を経て各寮に設置され、職員に周知されている。こどもに対しては、入所時に「たいせつなあなたへ」や「権利ノート」を用いて、不快なことを職員に相談するよう伝えている。また、第三者委員の紹介や関係機関への連絡方法も説明している。玄関や各寮には沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、相談員の氏名にルビを振るなどの工夫により、こどもが自ら訴えられる環境を整えている。こどもアンケートでは、施設外の大人に相談できることを67%のこどもが「知っている」と答えている。

3. おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

食堂は入口の装飾や開放的な造りにより明るく楽しい雰囲気を整えられ、清潔な環境下で職員と子どもが共に卓を囲み、大切なコミュニケーションの場として機能している。食事時間は基本設定があるが、休日の朝食時間を遅らせるなど配慮がなされている。日曜の朝食はメニューが決まっていますが、自主調理を行っているが、こどもの要望に応じて卵やき等に変更することができる。土曜日や祝日は、調理済み料理の配膳と片付けを子どもたちが担当している。また、アルバイト等で帰宅が遅くなる場合にも、温かいものは温かく提供できるよう適温提供に努めている。食生活の質の向上に向けては、残食チェックや嗜好調査、アンケートを定期的実施している。個別の聞き取り結果は会議で検討した上で、子ども会議を通じてフィードバックを行い、郷土料理の導入や苦手な食材の調理法の工夫など実際の献立に反映させている。献立表には栄養素の役割を解説するなどの工夫も見られる。おやつは各自の小遣いで購入する方針となっている。加えて調理師による調理実習や栄養士による食育講座を年1回開催しており、基礎的な調理技術や知識を習得できる機会を設けている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画の策定、及び単年度事業計画の評価・見直し、子どもや保護者への周知が望まれる。

法人の中・長期ビジョンを明確にし、法人の経営理念や施設の基本理念や基本方針が明示されている。中・長期計画の重点課題として、法人本部機能の強化、法人の財政基盤の確立、人財対策（確保、育成、定着）、災害対策、職員体制、運営方針、養護方針等24の重点課題が明示されている。単年度事業計画に中・長計画を踏まえた内容が反映されている。内容としては、職員確保育成と研修計画、里親支援や保護者支援、権利擁護と苦情解決第三者委員会の取組となっている。

課題として、中長期計画の事業に対して数値目標の設定及び収支計画の作成が望まれる。なお、単年度事業については、策定の時期、手順を作成し、評価・見直しの実施、及び子どもや保護者に対して事業計画の周知が望まれる。

2. 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が望まれる。

養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、単年度の事業実績報告書、及び児童支援計画がPDCAサイクルにもとづいて作成されている。施設の第三者評価は3年ごとに定期的実施され、提示された結果及び課題については、改善に向けて支援の質の向上に関する取組を実施している。

課題として、社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年についても、全国社会福祉協議会版を使用して自己評価が義務となっていることから毎年実施し、評価結果による課題を確認し、PDCAサイクルにもとづいて改善策の実施が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当園は今回で5回目の第三者評価受審となり、現在の施設の管理運営等を評価していただきました。

今回、受審することで現状および多くの課題等が見え、改善点が明確になり今後、取り組むべきことが改めて確認できました。

今後も引き続き、施設の基本理念である「児童の尊厳や最善の利益を考え大切にする」「児童の健全育成、自立支援、個別支援を实践する」「児童は地域社会全体で惜しまなく育む」を職員一同、実践し、こどもの目線で養育・支援できるように施設運営に取りくみます。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 自己評価シート(児童養護施設)

共通

評価項目		評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-1(1)理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	b
判断基準	a 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	b 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 理念や基本方針は、ホームページやパンフレット、年度の事業計画に記載している。これらは施設の使命や目指す方向性を示し、児童の権利擁護や自立支援、地域に根差した施設づくりなど、理念と整合した具体的な方針が明示されている。職員にとっては行動規範として機能しており、事務室や各寮への掲示を通じて子どもたちにも日常的に周知している。</p> <p>■改善課題 理念、基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知、及び周知状況を確認する継続的な取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。	
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。	
	○ 3	こどもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ 4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 福祉新聞の購読や全国規模の研修受講、県内の施設会議への参加等を通じ、社会福祉事業の動向把握に努めている。地域における経営環境の課題として、人材確保や措置児童の減少に伴う定員削減、年間20人程に及ぶ一時保護児童への対応等を分析している。経営面では、税理士による月次報告の確認や養育・支援のコスト分析を行い、課題の早期把握と適切な事業運営の維持を図っている。</p> <p>■改善課題 地域の各種福祉計画(石垣市の子ども・子育て計画や児童相談所の年度の実績報告書等)の策定動向と内容の把握・分析が望まれる。</p>		
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	<p>■取組状況 経営課題を明確にした具体的な取り組みとして、欠員が続いていた児童指導員を各寮5人体制で整備し、専門職による支援体制を安定させている。措置児童の減少に伴う定員削減や公定価格の減少に対しては、税理士と相談して適切な予算確保に努めている。施設整備では老朽化した壁面のカビ対策を実施したほか、職員の休息環境を整えるため休憩室に4台のマッサージ機を設置している。これらの進捗状況はSNSで周知するほか、児童家庭支援センターの開設や理事の追加等について、理事会を5回、評議委員会を3回開催して報告している。今後は施設の小規模化や地域分散化を目指し、ユニット化の実施を沖縄県の計画に掲載して取り組んでいる。</p>		

評価項目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。	
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 法人の中・長期ビジョンは、令和5年度から5年間の計画として策定され、経営理念や基本方針が明示されている。重点課題には、本部機能の強化や財政基盤の確立、人財対策など24項目を掲げている。児童支援方針には、(1)養護計画に沿った支援、(2)アセスメントの活用、(3)生活支援、(4)意見表明の尊重、(5)発達に応じた支援、(6)関係機関との連携強化、(7)心理ケアの7点を明示している</p> <p>■改善課題 児童指導員や専門職等の職員の定数等は表示されているが、その他の事業に対しても数値目標等を設定し、年度ごとの計画表の作成、及び中・長期の事業計画にもとづく収支計画の策定が望まれる。</p>		
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画を踏まえた内容が単年度事業計画に反映されている。反映した内容としては、職員確保育中・長期計画に基づき、単年度事業計画には職員の確保・育成や研修計画、里親・保護者支援、権利擁護と苦情解決の取組が反映されている。さらに児童支援や生活支援、意見表明の尊重、発達に応じた支援、関係機関との連携、心理ケア、行事計画、自立支援、働き方の改善等も盛り込んでいる。これらは実行可能な事業として収支予算と共に作成されている。</p> <p>■改善課題 事業計画は、数値目標や具体的な成果等の設定により、実施状況の評価を行える内容が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 単年度の事業計画は、主任会議等で要望や意見を聴取して策定している。令和7年度の計画には、基本理念や目標、基本的支援方針、月別行事、職員研修、施設内整備事業の項目を明示している。また、令和6年度の事業活動報告書も作成され、入所児童の状況や整備事業、研修報告、防災訓練、健康管理、地域提供状況、実習生の受け入れ実績などをまとめている。これらの計画と実施状況は、職員に説明して周知を図っている。</p> <p>■改善課題 事業計画は、あらかじめ定められた時期・手順にもとづいて、把握と評価、及び見直しの実施が望まれる。</p>		
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		c
判断基準	a	事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画の子どもや保護者等への周知に関して、毎月の行事予定は、子どもに対しては子ども会(ならさ会)で報告している。保護者には園だよりの発行を中止し、ホームページを利用して周知手段に替える方針であるが調査時点では途切れている。</p> <p>■改善課題 事業計画の内容について、養育・支援や施設、設備等を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接に関わる事項等の説明資料を作成し、子どもや保護者が理解しやすい周知方法の工夫が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
	○ 2	養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。
コメント	<p>■取組状況 養育・支援の質の向上に向けた組織的な取組として、単年度の事業実績報告書、及び児童支援計画がPDCAサイクルにもとづいて作成されている。施設の第三者評価は3年ごとに定期的 に実施され、提示された結果及び課題については、改善に向けて支援の質の向上に関する取組 を実施している。</p> <p>■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年についても、全国社会福祉協議 会版を使用して自己評価が義務となっていることから毎年実施し、評価結果による課題を確認 し、PDCAサイクルにもとづいて改善策の実施が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果	
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
	判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
		b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
		c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
		2	職員間で課題の共有化が図られている。
		3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
		4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 評価結果に基づく施設として取り組むべき課題の明確化と計画的な改善策の実施については、前回の第三者評価結果から課題として示された「子どもの権利擁護に関する取り組み」については、「子どもの権利擁護に関する規程」を令和5年度第2回理事会で承認され、「子どものプライバシー保護マニュアル」は令和5年8月8日付で作成している。</p> <p>■改善課題 第三者評価の無い年度は、定められた評価基準にもとづく自己評価を実施し、PDCAサイクルに基づいて取組み、自己評価の分析結果や課題について、事業計画等へ明記し、改善計画にもとづいた取組が望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準によりC評価となる。</p>		

評価項目		評価結果	
II 施設の運営管理			
II-1 施設長の責任とリーダーシップ			
II-1-1 施設長の責任が明確にされている。			
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。		a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント	<p>■取組状況 管理運営規程に基づき、施設長は庶務や会計事務の統括および施設管理に従事する役割と責任を負っている。自らの役割については職員会議で接報告し、職員への理解を図っている。令和7年8月の就任時には、新旧施設長名で関係機関へ交代の挨拶状を発送し、対外的にも責任者を明示している。有事の役割や不在時の権限委任についても防災管理規程に明文化し、自らの責任範囲を明確に表明している。</p> <p>■改善課題 全職種の役割と責任についての職務分掌についての文書化に期待したい。</p>		
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 遵守すべき法令を正しく理解するため、就業規則で職務権限の濫用や不当な利益享受を禁止し、経理規定で業者との適正な関係性を定めている。施設長は法令遵守に関する全国研修に参加し、職員には性教育や災害時業務継続計画、初任者研修など多岐にわたる専門研修を受講させている。労働基準法改正に伴う年休5日取得義務も奨励している。さらに、ハラスメント防止規定や個人情報保護規定を制定している。</p> <p>■改善課題 法定研修とされている、ハラスメント防止、感染症及び食中毒予防及び蔓延防止、BCP研修・訓練、虐待防止等毎年義務となっており計画的な実施が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
	○ 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。
コメント	<p>■取組状況 養育・支援の質の向上に向けた取り組みとして、前回の第三者評価で提示された課題の改善を進めている。子どもの権利擁護については、関連規定を整備した上で、入所時や年1回、権利ノートを用いて年齢別に説明を実施している。また、プライバシー保護マニュアルを整え、職員の意見聴取については、年1回3月に施設長らが面談を行い、要望の反映に努めている。職員の教育・研修に関しては、中長期計画に基本方針や計画を明示している。職員一人ひとりの育成に向け、性教育やパーマネンシーをテーマとした県外研修に加え、BCP策定や里親支援、初任者研修といった県内研修へ積極的に派遣し、専門性の向上を図っている。施設長も全国規模の研修や県内の関係施設会議に職員と共に参加し、組織全体で質の高い支援体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年については、全社協版の自己評価を毎年実施し、定期的、継続的に評価・分析を実施し、改善にむけてPDCAサイクルによる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるため、労務管理では施設長らが時間外勤務や有給休暇を把握し、財務面では税理士の助言を受けて分析を行っている。理念の実現に向け、心理士や里親支援専門相談員、看護師を含むフリー職員、栄養士など多角的な専門職を配置している。就業環境の整備として、会議室の増設やマッサージ機の設置、壁紙の張り替え、厨房へのスチームコンベクション導入による自園調理の提供などを実施している。さらに、令和6年度の県や市の監査指摘事項に対しては年度内の改善に積極的に参画している。令和8年3月には児童家庭支援センターの開設を予定しており、今後の業務の実効性がさらに向上することを期待している。</p>		
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-1 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○ 2	養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○ 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	○ 5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>福祉人材の確保と定着に向け、中・長期計画に人材対策として専門職の配置を明示している。家庭支援専門相談員や心理士、個別対応職員、主任児童指導員などの専門職に加え、各種加算職員も配置している。人材確保については、ハローワークや地元新聞への掲載、施設長による勧誘等を行い、現在は各寮で5人体制が整備されている。</p>		

評価項目			評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
コメント	<p>■取組状況 総合的な人事管理については、第三者評価調査の基本情報に「期待する職員像等」を明示し、「求める人材像」が中・長期事業計画に明記されている。職員処遇については、就業規則や給与規程が整備されている。毎年、職員一人ひとりに面談し、意向や意見(異動したい、専門職をしたい、待遇の改善を、職員の慶弔の改善等)を把握し、意見の対応については施設長と養護課長で検討している。</p> <p>■改善課題 配置や昇進に関する人事基準の作成と職員への周知、及び基準にもとづいた職務に関する貢献度や評価の実施が望まれる。職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職場づくりにおいて、労務管理責任者の施設長は時間外勤務を管理し、養護課長は有給休暇の取得状況を把握している。社会保険労務士の指摘を受け、施設長は休憩取得や勤務時間算定の不備について職員へ謝罪した。対策としてマッサージ機4台を購入し、各休憩室に目隠し用のカーテンと共に設置して利用を促している。職員からは、勤務場所に近い室内で休憩が取りやすくなったと好評を得ている。また、3月からは勤務時間算定の見直しによる残業手当の廃止を予定している。施設長は年1回の個人面談で職員の意向を聴取し、相談窓口の養護課長も一緒に必要に応じて取り組める方法を考えている。健康管理では年2回の健診に加え、インフルエンザの予防接種費用を負担している。退職金制度の加入や定年70歳制、再雇用時の夜勤免除、看護・介護休暇の導入など、雇用形態の変更や環境改善を通じて、魅力ある働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	

評価項目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画に「職員に求める人材像」を明文化し、施設長は年1回、職員面談を実施している。施設長と養護課長で人事異動や賞与等の待遇面、研修受講者や資格取得等の予算面等を検討し、対応している。</p> <p>■改善課題 「職員に求める人材像」達成のため、中・長期計画に明示されている「職員資質向上チェック表」と「育成シート」には目標項目と目標水準、目標期限の欄を設けて作成し、職員一人ひとりに目標を設定させ、その目標に対して年2回の面接の実施が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画に「職員に求める人材像」を明文化し、施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格中・長期計画に「求める人材像」を明文化し、心理士や里親支援専門相談員などの専門職を明示している。職員教育では、専門職連絡会議や施設外研修への派遣を積極的に行い、受講後には復命書を提出させ全職員で共有している。施設内でも権利擁護等の研修を実施し、資質の向上を図っている。また、家庭支援専門相談員業務要綱に支援技術や方法を明記し、職員が必要な専門性を習得できる体制を整えている。</p> <p>■改善課題 計画にもとづいた研修の実施、及び研修内容やカリキュラムの評価・見直しが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	<input type="radio"/> 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	<input type="radio"/> 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	<input type="radio"/> 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	<input type="radio"/> 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
コメント	<p>■取組状況 採用時の書類提出により職員の資格状況を把握し、新任職員には県社協の研修や課長による指導、1ヶ月程度の先輩職員との同時勤務によるOJTを実施している。事業計画に基づき、里親支援専門相談員や心理士など各職種が島外の専門会議や研修を受講している。外部研修の案内は回覧で共有し、オンライン研修の希望者にはシフト調整で配慮している。専門性を高めるため、社会福祉士等の資格取得支援規程を整備して対応している。職員の相談には施設長や心理士が応じており、基幹的職員研修の修了者も2人配置している。外部スーパーバイザーとして大学教授を招いたケースカンファレンスのほか、島外講師による権利擁護の施設内研修も予定しており、組織全体で支援技術の向上と育成に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 施設内研修の充実、及び基幹的職員による更なるスーパーバイズの取組に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。	
	c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点		
	○	1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
		3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
		4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
	コメント		<p>■取組状況 事業計画において人材の確保、育成、定着の強化を掲げ、インターンシップ制度を明記している。養護課長を窓口として、オリエンテーション要項やタイムスケジュールを学校側に提示した上で受け入れを実施している。実習生には心構えや守秘義務等を説明し、誓約書を提出させている。保育の実習生については学校側のプログラムに沿って受け入れ、期間中に学校担当者と当施設職員、課長による話し合いの場を設けている。また、里親支援専門員が担当する里親登録前実習についても、今年度は1組を受け入れている。</p> <p>■改善課題 「実習生のオリエンテーション要項」に連絡窓口と子どもや保護者、職員への事前説明について追記した上で「実習生受入れマニュアル」への名称変更、及び専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、指導者に対する研修の実施が望まれる。</p>

評価項目		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>■取組状況 事業の実施状況や財務状況は、全国社会福祉法人協議会経営者協議会のホームページで公開している。第三者評価の結果についても、全国や県の専用サイトを通じて公開している。令和6年度までは、地域からの依頼で施設長が虐待防止研修の講師を務め、パンフレットを用いて施設の意義や役割を伝えている。今年度4月には小学校で教職員向けの勉強会を実施した。基本方針や概要をまとめたパンフレットを作成し、保護者や関係機関、地域の保育園に配布している。</p> <p>■改善課題 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について、個人情報に配慮したホームページでの公開が望まれる。</p>	
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○ 2	施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○ 3	施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント	<p>■取組状況 法人の定款や各種規程を整備し、管理規程には職務分掌を明記している。予算編成に際しては、職員会議で備品等の要望を聞き取り反映させている。事務室に事業計画や予算書を設置し、職員への周知に努めている。決算時には監事による内部監査を行い、結果を理事会へ報告している。経理面では、税理士の助言を受けながら、出退勤管理と給与計算が連動するシステムを導入し、財務会計の効率化を推進している。児童家庭支援センターの設置に向けた規則改定にも取り組んでいる。</p>	

評価項目		評価結果	
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
判断基準	a	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	<input type="radio"/> 2	こどもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	<input type="radio"/> 3	施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	<input type="radio"/> 4	こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	<input type="radio"/> 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 基本理念に「児童は地域社会全体で惜しまなく育む」と明記している。石垣島祭りなどの地域行事には、こどもと職員が参加して交流を図っている。学校行事にも職員が協力し、通院時は看護師を中心に支援している。おやつ等の購入時には近隣店舗を利用し、入学式などの特別な日には担当職員との外食による個別支援を行っている。地域からはサンタママのプレゼントやホテルのケーキの寄贈を受けている。月1回は嘱託医が訪問し予防接種も実施している。学校の友人は、園庭で交流できるよう整えている。</p> <p>■改善課題 地域との交流を広げるため、地域への更なる働きかけが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 「ボランティア活動受入規程」や要項に基本姿勢を明記し、オリエンテーションを通じて守秘義務や心構えを説明している。今年度は髪カットのボランティアを受け入れており、規程には申込書や誓約書等の諸様式を定めている。学校教育への協力に関し、児童や生徒は受け入れない方針であるが、今年度4月には小学校長の依頼を受け、施設の職員が講師として教職員向けの勉強会を実施している。</p> <p>■改善課題 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化し、「ボランティアオリエンテーション要項」及び「ボランティア活動留意事項」を一体化し、受け入れ手順や流れ、こどもや保護者、職員への事前説明について追記した上で「ボランティア受入れマニュアル」への名称変更が望まれる。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
	<p>■取組状況</p> <p>個々の状況に対応するため、学校や医療機関、児童相談所等の関係機関と職員の緊急連絡網を作成し、各寮と事務室に掲示している。嘱託医の月1回の来所や、学校担任との三者面談、里親支援専門相談員による里親との連携を実施している。児童相談所とは毎月情報交換会を行い、家庭支援専門相談員を中心に養護課長らが参加している。地域の共通課題に対しては、年2回の要保護児童対策地域協議会に参加し、家庭移行前の支援依頼や退所後の情報収集等の具体的な取り組みを行っている。さらに、退所した子どもへの支援として、外部のアフターケア相談室や食事提供団体とも連携している。</p> <p>着眼点5は、地域に適切な関係機関・団体があり、評価対象外とする。</p>	

評価項目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○ 2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、地域の課題等に対して、石垣市要保護児童対策地域協議会が20団体で組織され、年2回開催されている。家庭支援専門相談員が参加して地域福祉のニーズや生活課題等の把握に努めている。今年度3月から相談事業などを実施する児童家庭支援センターの開設を予定している。</p> <p>■改善課題 地域の福祉ニーズを把握するための地域住民(民生委員・児童委員、自治会等)との交流や相談事業などの取組が望まれる。</p>		
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 里親や保護者への養育相談支援、緊急一時保護、ショートステイを実施している。里親支援機関事業として、里親経験者を交えたミニサロンを開催するほか、里親と学校のトラブル時には関係者を交えた会議を行っている。地域への公益活動として、AEDを設置し市民救急ステーションとして貸し出せる体制を整えている。また、施設長が地域で講師を務め、災害時BCPの作成にあたっては自治会長と意見交換を行い、地域との連携を深めている。</p> <p>■改善課題 地域の福祉ニーズの把握とそのニーズにもとづく公益的な事業を計画に明示しての実施、及び地域のまちづくり等への貢献、被災時に支援を必要とする住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な養育・支援の実施		
Ⅲ-1 こども本位の養育・支援		
Ⅲ-1-1(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 2	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 3	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
コメント	<p>■取組状況 基本理念に入所児童の尊厳や最善の利益を掲げ、玄関への児童憲章の掲示や全国児童養護施設協議会の倫理綱領に沿った実践を行っている。養育方針は管理運営規程に明記し、職員会議や日々の申し送りを通じて周知を図っている。危機管理マニュアルには、こどもを尊重した言葉かけや傾聴のポイントを明示している。部活動や行事への参加については、本人の意見や気持ちを尊重して取り組んでいる。入所時には子どもの権利ノートを配布して読み合わせを行い、権利擁護に関する施設内研修も実施している。職員は人権擁護のチェックリストを毎年作成し、指導員らは虐待に関する自己チェックを毎月実施している。施設長らが内容を確認し、必要に応じて個別面談を行う体制を整えている。</p> <p>■改善課題 こどもの尊重や基本的人権への配慮に関して、職員へのさらなる研修やこどもへの「権利ノート」の読み合わせの機会の増加を期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
29	② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
判断基準	a	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。	
	b	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。	
	c	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画や期待する職員像に社会福祉従事者としての責務を明記し、プライバシーマニュアルを整備している。新任職員にはプライバシー保護に配慮した支援に関する研修を実施している。中学生以上の居室は間仕切りを設け、シャワー室も個室にしている。職員は入室の際にはノックをし、小学生から1人で入浴させるなど配慮に努めている。入所時には権利ノート等を用いて、こどもにプライバシー保護について周知している。</p> <p>■改善課題 プライバシー保護に関する職員への研修の充実及び保護者等へのプライバシー保護に関する取組の周知が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 施設のパフレットには、基本理念や組織構成、地域との関わりのほか、施設が家庭的な存在であることを写真付きで紹介している。こども向けには、寮のルールや日課を絵やふりがなを用いて分かりやすくまとめた資料を男女別に作成している。入所の事前説明は児童相談所が行うが、保護者等との三者面談の際には、施設生活や外出等の流れを資料で丁寧に説明している。希望する児童には、入所前に来所してもらい、日課やルールを直接伝えている。</p> <p>■改善課題 こどもや保護者等に対する情報提供について、パンフレットなどの適宜の見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	○ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
	○ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント	<p>■取組状況 養育支援の開始にあたり、児童相談所が説明と同意取得を行っている。三者面談を通じて家庭支援専門相談員へ引き継ぎ、入所同意書の写しを施設で保管している。入所時には生活ルールや子どもの権利ノート等を用いて本人へ説明し、自立支援計画書についても同意の署名を得ている。幼児には生活を共にしながら分かりやすく伝え、保護者等には注意事項を記した資料を渡している。不安なことがあれば相談に応じる姿勢を伝え、子どもと保護者双方の理解と同意を重視した支援に努めている。</p> <p>■改善課題 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られることが望まれる。</p>		
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	○ 2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○ 4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント	<p>■取組状況 養育・支援の内容や家庭への移行については、業務要綱に基づき対応している。家庭復帰が可能な場合は児童相談所と連携して外出や外泊を増やし、ケース会議で協議を重ねている。措置変更等の最終決定は児童相談所が行う。移行に際しては、学校や地域の要保護児童対策地域協議会とも連携を図っている。退所時は2名以上の職員が立ち会い、金銭やアルバムの引き継ぎ、受領書の作成を確実に行う手順としている。退所後の相談は家庭支援専門相談員が担当し、継続して支援を受けられる体制を説明している。進学者は外部団体に引き継ぐほか、食料品提供団体とも連携している。退所者とは、文書やSNSを用いて連絡を取り合い、状況の把握に努めている。</p> <p>■改善課題 子どもや保護者等に対し、退所後の相談方法や担当者を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	こどもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 2	こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○ 3	職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。
	○ 4	こどもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。
	○ 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況 年1回の食に関するアンケートや残食、嗜好調査を通じてこどもの満足度を把握し、メニューの改善を行っている。男女の寮には意見箱を設置し、毎月職員が内容を確認して主任会議を経て回答している。誕生日には本人のリクエストに応じた食事を提供しており、ステーキの要望にはナイフとフォークを用いた提供で応えている。毎週開催するならさ会でも、職員が直接要望を聞き取っている。クリスマス会は大きな行事であり、事前のプレゼントアンケートや地域からの寄贈もあり、こどもたちの楽しみとなっている。自立支援の観点から、令和7年10月よりおやつを小遣いで購入する形式に変更した。また、アルバイト代についても同時期から、携帯電話料金を除いた全額を本人が管理できる仕組みに改め、金銭管理能力を養う取り組みを推進している。</p> <p>■改善課題 こどもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとでの検討会議の実施が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、こども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、こども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況 法人の苦情対応規程に基づき、施設長を責任者、心理士と里親相談員を担当者とし、2人の第三者委員を選定している。各寮や玄関には、第三者委員の連絡先を記したポスターや意見箱を設置している。意見箱には、回答の公表範囲についてこどもの意思を確認できる記入カードや封筒を準備し、配慮している。寄せられた意見は主任会議で検討し、本人の要望に応じて回答や施設内での公表を行っている。こどもの意見を取り入れた結果、ゲーム機やスマートフォンの活用が可能になるなど、要望を生活環境の改善に繋げている。</p> <p>■改善課題 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等について、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開することが望まれる。 着眼点5が確認できないため、評価基準によりC評価となる</p>	

評価項目			評価結果
35	② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。		a
判断基準	a	こどもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことをこどもに伝えるための取組が行われている。	
	b	こどもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことをこどもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	こどもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所時には、相談する職員を自由に選べることを分かりやすく説明し、多様な相談方法が記載された「権利ノート」を読み合わせ、手渡している。各寮には適正化委員会のポスターを掲示し、委員名にふりがなをつけてこどもが読めるよう配慮している。職員は信頼関係の構築に努め、月4回のアドボケイターによる会話の時間を設けている。心理室も活用し、職員や心理士がこどもの相談に応じやすい環境を整えている。</p>		
36	③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
判断基準	a	こどもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	こどもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	こどもからの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>男女の寮で週1回開催されるならさ会では、こどもが司会や記録を担い、高校生には帰宅後に意見を聞くなど配慮している。職員は夕食後や外出時にも話を聴き、意見箱に寄せられた提案は主任会議で検討して結果を公表している。こどもの相談や報告の手順については、法人の苦情対応規程で整備している。検討に時間を要する場合は、本人や全体へ適宜説明を行っている。嗜好調査等でも要望の把握に努め、誕生日にステーキを提供するなど、こどもの意見を生活に反映させている。</p> <p>■改善課題</p> <p>対応マニュアル等の定期的な見直しが望まれる。こどもが何度要望しても実現できない事例については、理解を促す丁寧な対応に期待したい。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、こどもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	<input type="radio"/> 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	<input type="radio"/> 3	こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	<input type="radio"/> 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	<input type="radio"/> 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 施設長を責任者として危機管理マニュアルを整備し、各寮の職員室に設置して周知を図っている。防犯カメラやモニターによる夜間の安全対策に加え、各寮へのAED設置や市民救急ステーションの認定など、地域への貢献も含めた備えがなされている。安全点検表を用いた45項目の月次点検による修繕や、バス置き去り事故対策としての運行日誌への追記など、実地での改善も進んでいる。令和7年度の事故報告は1件であったが、対策会議を開催して再発防止を図っており、ハード・ソフト両面から安全管理体制の維持に努めている。</p> <p>■改善課題 事故報告書が問題行動の報告書と一緒に編綴されていたが、事故報告書として別冊にして保管することが望まれる。事故予防としてヒヤリハットの作成及び安全確保・事故防止に関する職員研修の実施が望まれる。令和6年度に義務化された安全計画の策定が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
	○ 3	担当者等を中心として、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況 施設長を責任者とする感染症対策マニュアルを整備し、管理体制を構築している。看護師を中心に手洗いや換気を徹底しており、学校でインフルエンザが流行した際も施設内での感染を防いでいる。清掃は児童も協力して行い、衛生管理に努めている。感染症発生時は医務室へ隔離し、職員が交代で観察記録を残している。隔離時の食器は使い捨てを使用し、解熱後1日経過してから集団に戻すなどの手順により感染防止を図っている。令和7年には業務継続計画を策定し、看護師による注意喚起も継続して実施している。</p> <p>■改善課題 感染症対応マニュアルについて年1回の見直しが望まれる。感染症に関する業務継続については、年1回研修と訓練を実施し見直すことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
39	③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	災害時の対応体制が決められている。
	<input type="radio"/> 2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「 <u>事業継続計画</u> 」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
	<input type="radio"/> 3	こども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	<input type="radio"/> 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	<input type="radio"/> 5	地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 防火管理規定を整備し、男子寮主任を防火管理者とした災害時の対応体制を構築している。夜間や津波を想定した訓練を毎月実施しており、昨年の津波情報発令時には、指定避難場所である石垣島ミルミル本舗へ全員で避難している。令和7年には非常災害時の業務継続計画を策定し、その概要を事務所や寮などへ掲示して職員や児童、訪問者へ周知している。訓練手順には安否確認方法が明記され、職員間の連絡網も整っている。備蓄面では、栄養士の管理下で6日分の食糧や水、アレルギー対応食を準備しており、期限切れの水は生活用水として活用している。防火管理者は地域の訓練にも参加して状況を把握し、現在は隣接する病院への避難に関する調整を検討している。</p> <p>■改善課題 昨年の津波警報発令時の緊急避難について避難実施報告書の作成が望まれる。災害時における隣接の病院や地域住民との連携について検討が望まれる。策定された業務継続については、毎年の訓練と研修を行い見直すことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果	
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保			
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。		a
	判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
		b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
		c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
		○ 2	標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
		○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	コメント	<p>■取組状況 権利擁護や虐待防止、プライバシー保護、受入対応等の各種マニュアルを整備し、食事や自立支援計画策定の手順書において、こどもの権利を守る姿勢を明示している。令和7年には虐待防止と権利擁護に関する研修を実施した。支援の統一性確保や個別理解を深めるため、寮会議や施設ケア会議を開催している。これらの会議を通じて、養育や心理、家庭相談等の各専門領域における育成記録を共有し、支援内容の点検や評価を組織的に行っている。</p> <p>■改善課題 養育・支援について標準的な実施方法(マニュアル・手順等)が文書化されているが、マニュアルにもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が期待される。</p>	

評価項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
	2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
	3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 全体会議での職員意見やならさ会での子どもたちの意見を反映し、金銭教育の観点から昨年10月に全体会議で小遣いに関する規定が見直されている。金額改定に伴い子どもたちは1か月のお小遣いで自分のおやつを購入することになり、高校生は携帯料金を除くアルバイト収入が全額自己管理になり、退所に向けた準備・生活設計により自覚が求められることになっている。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法の見直しについては、検証・見直しの時期や方法を定め年1回見直し、履歴を残すことが望まれる。検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されることが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	c
判断基準	a	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
コメント	<p>■取組状況 自立支援計画の責任者は施設長であり、「自立支援計画を策定するための手順」に沿って計画を策定している。入所時のアセスメントには児童相談所の基本情報や生活歴を活用し、担当職員が本人や保護者の意向を確認した上で、長期・短期目標や家庭・地域の目標を明記して寮会議での合議により決定している。計画には排泄の自立や対人関係の構築など、一人ひとりのニーズに応じた寮担当や心理士による支援内容が明示されている。半年に1度の施設ケア会議では児童相談所と評価や見直しを協議し、放課後デイサービス等の関係機関とも連携を図っている。同意については担当職員が口頭で説明し、児童確認サイン欄に本人の署名を得ている。支援困難ケースでは児童相談所の心理担当と協力し、問題行動発生時には養護課長や心理士らが合議して報告書を作成し、情報を共有しながら支援にあたっている。</p> <p>■改善課題 入所時は児童相談所の基本情報等をアセスメントとして自立支援計画が策定されているが、その後の見直しについては心理士や関係職員との情報共有はあるが、アセスメント情報を総括した記録は確認できなかった。計画見直しにあたり、こどもの心身の発達と健康状態及び家庭や地域等の環境を的確に把握し評価するアセスメントの手法を確立し、こどものニーズに応える情報を収集・総括して関係者協議を実施することが望まれる。 アセスメントが実施されていないため評価基準によりC評価となる。</p>	

評価項目		評価結果
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
	○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
コメント	<p>■取組状況 半年ごとに自立支援計画の評価と見直しを実施している。「自立支援計画の評価・見直しの手順書」を整備し、実施時期や検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等を明記している。計画は担当者が作成し、心理士や家庭指導専門員等の専門職が参加する寮会議で合議した上で、課長や施設長の決意を得ている。こどもや保護者の状況に応じた緊急の変更については、寮会議での検討を経て全体会議で確認している。評価に際しては、養育や支援の質を向上させるための課題を明確にしている。</p> <p>■改善課題 一部の自立支援計画については、課題や支援目標に抽象的な表現がみられることから、勉強会等を実施し計画策定の技術向上に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	①	こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 b
判断基準	a	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	○ 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況 こどもに関する養育や支援の実施状況については、養育日誌や個別支援、心理、家庭相談等の記録、会議録を作成し、職員間で情報を共有している。これらの記録により、自立支援計画に基づいた支援がなされていることを確認できる。養護課長や主任は、記録の書き方に差異が生じないように口頭で指導を行っている。毎日の申し送りや毎週の寮会議、毎月の全体会議の記録は、施設長らの決裁を経て全職員に回覧されている。養育日誌は一人ひとりの記録として個別に作成し、半年ごとの計画作成時に台帳へ綴じて事務所で保管している。</p> <p>■改善課題 記録の書き方等について口頭での指導はあるが、書き方に差異が生じないように、記録要領の作成が望まれる。パソコンのネットワークシステムを整備し、施設内でこどもの記録等の共有が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
45	② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	こどもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもに関する記録管理の責任者は施設長であり、個人情報保護規程や文書規程に保管や廃棄、情報提供の手順を明記している。就業規則には不適正な利用や漏洩への対策を規定し、全体会議で注意喚起を行っている。寮の職員室は施錠し、個人台帳等は事務所の鍵付き保管庫で管理している。個人情報の取扱いは、こどもには権利ノートで説明し、保護者等には入所時の説明やホームページで周知している。</p>	

評価項目		評価結果
A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援		
A-1-(1) こどもの権利擁護		
46	A①	① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 b
判断基準	a	こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
	b	こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
	c	こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	<input type="radio"/> 2	こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
	<input type="radio"/> 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	<input type="radio"/> 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
コメント	<p>■取組状況 令和5年に子どもの権利擁護に関する規定を策定し、理事会の承認を経て全職員に周知している。虐待防止規程や苦情対応マニュアルを整備し、月4回のアドボケート受け入れや、子ども主体で運営する「ならさ会」を毎週開催することで、意見表明や権利への理解を促している。養育や支援の内容は、毎週の会議や年2回の計画評価時に振り返り、検証を行っている。また、権利擁護に関する研修を令和7年度に実施したほか、権利侵害の防止と早期発見を目的として、施設長を含む全職員が年2回のチェックリストによる自己点検に取り組んでいる。さらに、こどもの思想や信教の自由についても、施設として保障している。</p> <p>■改善課題 令和5年に子どもの権利擁護に関する規定が策定され取組が実施されているが、より質を高める取組として権利擁護の4つの権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)についてのマニュアル作成が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
判断基準	a	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	
	b	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。	
	c	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
○ 2		子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
○ 3		職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
○ 4		子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	
○ 5		年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	
コメント	<p>■取組状況 子どもの権利については「権利ノート」を活用している。入所時の説明に加え、必要に応じて職員と熟読する機会を設けている。このノートはルビ付きで小学生から高校生まで共通して使用できる。子どもの意向を尊重する場として、子ども会である「ならさ会」を運営しており、生活ルールの緩和などに関する意見を全体会議で検討している。日々の養育では、自分や他者を傷つけない大切さを伝えている。また、お迎えを待つ場面などでの丁寧な説明を通じ、互いの事情を理解することも支援の一環として共有している。さらに、学校や地域の行事、職場体験やアルバイト等の多様な社会経験を通じ、他者への心遣いや配慮する心を育めるよう支援している。</p> <p>■改善課題 子どもの権利に関するさらなる研修の充実に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組			
48	A③	① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
判断基準	a	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	
	b	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。	
	c	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
	○ 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
	○ 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
	○ 4	事実を伝えた後、こどもの変容などを充分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
	○ 5	こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
	○ 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生き立ちの整理に繋がっている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもの生き立ちを振り返る取り組みとして、本人が知りたがるときに事実を伝えるよう努めている。「ライフストーリーワークの手順書」に基づき、心理士や寮主任、児童相談所等の関係職員が協議を行い、伝える時期や担当、フォロー体制を定めている。実施内容は全体会議で共有し、伝えた後は全職員で見守りを行っている。また、成長の記録として児童と共にアルバムを作成している。心理士は心の成長過程を示す絵や工作物を保管しており、退所時に本人の意思で処分の有無を決定できるようにしている。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等			
49	A④	① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
○ 2		不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
○ 3		こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	
○ 4		被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けない仕組みが整備・徹底されている。	
○ 5		被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもに関する不適切なかかわりの防止と早期発見に向けて、就業規則で服務心得や禁止行為を明記し、違反時の懲戒処分を定めている。被措置児童等虐待対応マニュアルでは、具体的な虐待事例や防止策、通告受理機関への通告義務、通報者の保護を明示している。同マニュアルは全体会議での説明を経て各寮に設置され、職員に周知されている。こどもに対しては、入所時に「たいせつなあなたへ」や「権利ノート」を用いて、不快なことを職員に相談するよう伝えている。また、第三者委員の紹介や関係機関への連絡方法も説明している。玄関や各寮には沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、相談員の氏名にルビを振るなどの工夫により、こどもが自ら訴えられる環境を整えている。こどもアンケートでは、施設外の大人に相談できることを67%のこどもが「知っている」と答えている。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア			
50	A⑤	① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
判断基準	a	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	
	b	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。	
	c	こどものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。	
	○ 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
	○ 3	こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	
	○ 4	家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが住み慣れた環境から離れることに伴う不安の軽減や移行期の支援について、入所時対応マニュアルに基づき対応している。入所時には生活ルールを丁寧に説明し、兄弟を同室にするなどの配慮を行っている。特に幼児に対しては、慣れるまで職員室で寝起きさせるなど施設全体で適応を支えている。家庭復帰に向けては、家庭支援専門相談員が親との交流や一時帰宅等の段階的な支援を行い、児童相談所と協議して決定している。退園時には要保護児童対策地域協議会へ支援を依頼し、地域での生活へ繋げている。里親委託については、里親支援相談員が調整を担い、里親委託と施設入所に分かれた兄弟についても面会や外出支援を継続することで、双方が安定して生活できるよう関係性の維持を図っている。</p>		

評価項目			評価結果	
51	A⑥	② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		a
		判断基準	a	
		b	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。	
		c	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/>	1	こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
		<input type="radio"/>	2	退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。
		<input type="radio"/>	3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
		<input type="radio"/>	4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
		<input type="radio"/>	5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。
		<input type="radio"/>	6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが安定した社会生活を送れるよう、高校生を対象としたリービングケアを実施している。進学や就職を控えた退所予定児童については、家庭支援専門相談員や担当職員らが定期的に会議を持ち、本人や保護者の意向、準備の進捗状況を確認している。今年の退所予定者は2名で、1名は県外進学に向けて自らアパートを探し、もう1名は就職活動を継続している。退所後も職員に相談できる体制を整え、地域の関係機関やアフターケア相談室「にじのしずく」とも連携している。家庭支援専門相談員は専用携帯で毎月の状況を把握し、新生活の悩みや奨学金の支払い等の相談に応じ、記録を整備している。職員は県外出張に際して、退所児童を訪問したりトラブル対応も行っている。また、退所者が行事へボランティア参加したり、成人式に施設を訪問したりするなど、卒園者と職員、在園児との交流も継続している。</p>		

評価項目		評価結果
A-2 養育・支援の質の確保		
A-2-(1) 養育・支援の基本		
52	A⑦	① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。
判断基準	a	こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。
	b	こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。
	c	こどもを理解しようしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいてこどもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、こどもと共に課題に向き合っている。
	<input type="radio"/> 2	こどもの生育歴を知り、そのときどきでこどもの心に何が起こっていたのかを理解している。
	<input type="radio"/> 3	こどもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、こどもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
	<input type="radio"/> 4	こどもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
	<input type="radio"/> 5	こどもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は児童相談所からの書類で生育歴等を把握し、被虐待体験や分離に伴う苦痛などの気持ちを理解し、受容的な態度で寄り添うよう努めている。暴言等のトラブル時には集団から離れて見守り、落ち着いた段階で気持ちを言葉にできるよう支援している。不登校や行き渋りに対しては、学校と連携して情報を収集し、心理士の面談等を通じて背景にある課題を把握しながら組織的に対応している。問題行動の際も背景にある言動の理由を職員間で話し合い、理解に努めている。また、外泊時や多様な場面での心理動向の把握や意見箱への回答、日々の関わりを通じて解決策を探っている。アンケートでは「大切にされている」と回答した児童が80%に達し、話しやすい大人が「いる」との回答も73.3%となっており、職員への信頼が芽生えている。</p>	

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
		b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
		c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
		<input type="radio"/> 2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
		<input type="radio"/> 3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
		<input type="radio"/> 4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
		<input type="radio"/> 5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別に触れ合う時間を確保している。
		<input type="radio"/> 6	夜目覚めるとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもたちの基本的欲求の充足に向け、年齢に応じた関わりを行っている。小学校低学年には帰宅後や入浴時の会話を通じて学校での心境を聞き、高年齢児には夜間の静かな時間帯に話を聞く機会を設けている。学習面では、小学生の勉強机を職員室から見えるホールの一角に配置し、見守り可能な環境を整えている。体調不良や登校しぶりに対しては、本人の意思を尊重して無理強いせず、休ませながらコミュニケーションを図っている。生活のきまりは寮の掲示板で周知し、入浴やパソコンの使用時間は子どもの意見を取り入れて設定している。アルバイトによる遅い帰宅への柔軟な対応や、休日の外出要望への随時対応も実施している。昨年10月のおやつ提供廃止後は、小遣いでの購入を通じた金銭教育を行っている。低学年児の居室は職員室近くに配置して安心感を与え、夜泣きには抱っこで寄り添うなど、個々の状況に合わせた丁寧な支援に努めている。</p>	

評価項目			評価結果
54	A⑨	③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
判断基準	a	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	
	b	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。	
	c	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない	
	n	わからない、判断できない。	
	着眼点		
	○	1	快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
	○	2	こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
	○	3	こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
	○	4	こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
	○	5	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>こども自身の主体的な生活を支える取組として、各寮で週1回「ならさ会」を開催している。会議ではこどもが進行や書記を務め、ゲーム使用時間の罰則等の生活上の課題や要望を自ら検討している。そこで出た意見は職員会議等で検討し、翌週に報告・共有する体制を整えている。自立支援では、中学生以上に小遣い帳の指導を行い、高校生のアルバイト収入は携帯代を除き自己管理させている。また、トイレ清掃後の感謝の貼り紙や、小学生の目標達成表、検定の合格証や公募展の入選作品の掲示などを通じて、日々の頑張りを認め称賛している。失敗や葛藤を抱えるこどもには寄り添い、傾聴することで、いつでも気軽に相談できる環境を構築している。日常の関わりや会議を通じて、こどもの自己管理能力と自尊心を育みながら、生活スキルの向上を支援している。</p> <p>■改善課題</p> <p>こどもたちが「自分たちで生活を作っている」という実感を強く持てるように、更なる取り組みを期待したい。</p>

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
判断基準	a	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。	
	b	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
	c	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	施設内での養育が、年齢や発達の状態、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
	<input type="radio"/>	2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じている。
	<input type="radio"/>	3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
	<input type="radio"/>	4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。
	<input type="radio"/>	5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
	<input type="radio"/>	6	幼稚園等に通わせている。
	<input type="radio"/>	7	子どもの学びや遊びを保障するための資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。
コメント	<p>■取組状況 施設では子どもの発達段階に合わせ、絵本や図鑑、検定用テキスト等を手に取りやすい場所に設置している。ホールにはピアノを備え、広い園庭にはバスケットリングを設置して遊びや卒業生との交流の場としている。中学からは自転車通学になるため講習を受けて乗車を許可し、各寮には多様な遊具を準備して興味に応じた活動を支えている。児童デイサービス通所者は発語訓練としてカラオケを楽しみ、ゲームや動画視聴は年代別の規定時間を設けつつ、自己コントロールを促すため終了判断は本人に任せている。携帯電話は契約に基づいた研修会を実施した上で、夜間は職員室で保管している。「帰宅したい」等の要望に応えられない際は、納得できるよう丁寧に説明している。行事に保護者が参加できない場合は職員が付き添い、子どもの心情に配慮しながら成長を支援している。 ※着眼点6は就学児がいないため、評価対象外</p>		

評価項目			評価結果
56	A⑩	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	判断基準	a	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
		b	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
		c	生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。
		○ 2	こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。
		○ 3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
		○ 4	発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。
		○ 5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所時のオリエンテーションで生活規範やルールを説明し、施設内に掲示して周知している。入所後は「ならさ会」での話し合いを通じ、集団生活の規範への理解を深めている。食堂や手洗い場、各寮にはマナーや清掃分担、独自のルールを掲示し、社会生活に必要な知識の習得を支援している。食事や排せつ後の手洗い、歯磨き、帰宅時の手洗い等の習慣化を図るほか、体調不良時に自ら検温して職員に伝えるよう促している。洗濯や入浴は年齢に応じた自立を支援し、高校生の携帯電話利用は講習を経て許可した上で、代金をアルバイト代から支払わせて責任感を持たせている。また、SNS利用に関する外部研修を定期的実施して情報リテラシーの向上を図り、地域行事への参加やアルバイトを奨励することで、社会や地域とつながる力を育んでいる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
判断基準	a	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	
	b	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
	c	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
	<input type="radio"/>	2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
	<input type="radio"/>	3	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
	<input type="radio"/>	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
	<input type="radio"/>	5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。
コメント	<p>■取組状況 食堂は入口の装飾や開放的な造りにより明るく楽しい雰囲気が整えられ、清潔な環境下で職員と子どもが共に卓を囲み、大切なコミュニケーションの場として機能している。食事時間は基本設定があるが、休日の朝食時間を遅らせるなど年齢や個人差、生活リズムに応じた配慮がなされている。また、アルバイト等で帰宅が遅くなる場合にも、温かいものは温かく提供できるよう適温提供に努めている。食生活の質の向上に向けては、残食チェックや嗜好調査、アンケートを定期的実施している。個別の聞き取り結果は会議で検討した上で、子ども会議を通じてフィードバックを行い、郷土料理の導入や苦手な食材の調理法の工夫など実際の献立に反映させている。献立表には栄養素の役割を解説するなどの工夫も見られる。おやつは各自の小遣いで購入する方針だが、食育と自立支援の一環として日曜の朝食は子どもがメニューを決め、手順書をもとに自主調理を行っている。加えて調理師による調理実習や栄養士による食育講座を年1回開催しており、基礎的な調理技術や知識を習得できる機会を設けている。</p> <p>■改善課題 子どもたちが食への関心を深め、自立した食生活を送るための基礎を築けるよう、調理実習や食育講座の継続的な実施と内容の充実に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(3) 衣生活			
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
判断基準	a	衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	
	b	衣類が十分に確保されているが、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。	
	c	衣類が十分に確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	
	<input type="radio"/> 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
	<input type="radio"/> 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
	<input type="radio"/> 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。	
	<input type="radio"/> 5	衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。	
	<input type="radio"/> 6	発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>衣服はこどもの好みを尊重しながら、サイズや状態に応じて適切な購入を助言している。購入時は個人の意向を重視し、小学生は職員が同行し、中学生以上は各自で選択している。衣類の管理については、日曜日の部屋掃除の際に整理を行っている。洗濯等の自立支援として、小学生は職員と共に作業を行い、中学生以上はオリエンテーションを通して洗濯機の使い方から干し方、取り込み、たたみ方までの一連の技術を学び、各自で実施できるよう支援している。アイロンがけが必要な際は職員が指導し、ほつれ等の補修は、小学生は職員が行い、中学生以上は貸し出し用の裁縫道具を用いて原則自分でやっている。できない場合は職員が補完するなど、年齢に応じた対応を行っている。</p>		

評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活		
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 b
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
	b	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
	○ 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
	○ 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
	○ 4	身に着けるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
	○ 5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
	○ 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
	○ 7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>■取組状況 施設全体で子どもにとっての居心地のよさを追求し、環境整備を行っている。リビングや食堂は通風が良く清潔に保たれ、絵画や観葉植物を配して家庭的で温かみのある空間としている。廊下の壁紙には明るい色彩を採用し、家具等の破損には迅速に修繕を行う体制を整えている。居室は原則2人部屋だが、間仕切りの設置により個人のプライベート空間を確保している。身に着けるものや日用品に加え、中学生以上の男子には個人のモニターを机に設置するなど、個人所有の環境を整えている。小学生の学習机はリビングの一角に配置し、職員が随時学習援助を行えるよう工夫している。共有スペースにはキッチン完備の歓談室を設け、多目的な利用を可能にしている。低学年や体調不良児には職員室隣で常に見守りを行い、感染症時は隔離室で対応している。清掃については分担表に基づき共有部分を計画的に清掃し、週末には居室の一斉清掃を実施している。こうした活動を通じ、安心安全で衛生的な環境を維持している。</p> <p>■改善課題 小規模グループでの養育の検討や男子寮の4人部屋の解消、歓談室や施設の整美については子どもたちの意見も聞くことが望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(5) 健康と安全			
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
判断基準	a	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	
	b	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
	○ 2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
	○ 3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
	○ 4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	
コメント		<p>■取組状況 月1回の小児嘱託医による健診や年2回の定期内科健診を実施し、再検査が必要な際は看護師を中心に受診を支援し台帳等や日誌へ記録している。学校の歯科検診で治療が必要とされた場合も、速やかに受診を手配し結果を学校へ報告している。緊急時や発熱等の際はフローチャートに基づき対応し、内服薬は事務室の鍵付き保管庫で厳重に管理し、薬品管理表等へ記載している。体調不良児には当直室等で付き添い、心身のケアにあたっている。専門職は児童の健康状態を把握し、防寒対策や余暇を通じたメンタルケア、感染症予防に努めている。日常的な健康教育も実施している。</p> <p>■改善課題 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、子どもや職員の健康管理に反映されることが望まれる。看護師による子どもへの対応等を看護日誌等への記録が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(6) 性に関する教育			
61	A⑩	① こどもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
判断基準	a	他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	
	b	他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。	
	c	性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
	○ 2	性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	
	○ 3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
	○ 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員やこどもに対して実施している。	
コメント	<p>■取組状況 心理士による「心と体の勉強会」では、プライベートゾーン等の内容を年齢に応じた段階的なプログラムで体系的に実施している。性教育アンケートは年1回、聞き取り調査で行っている。小学校高学年以上の男子には配慮し、男性職員が担当している。調査結果は寮会議や全体会議で共有し、こどもたちの性に関する知識の習得と現状の把握に努めている。</p> <p>■改善課題 外部講師を活用しこどもも職員も性の正しい向きあい方、支援方法を学ぶなどの研修、学習会を実施することが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑰	① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
判断基準	a	こどもの行動上の問題、及び問題状況に適切に対応している。	
	b	こどもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。	
	c	こどもの行動上の問題、及び問題状況に対応できていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。
	○	2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
		3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
	○	4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
	コメント	<p>■取組状況 こどもの暴力や不適応行動に対し、職員は傾聴と見守りを基本姿勢としている。問題発生時はマニュアルに基づき複数体制で迅速に対応し、当事者への対応と周囲の安全確保を分担している。興奮状態にある場合は場所を移動させて落ち着くよう配慮している。対応後は上司への報告と報告書の作成を行い、各会議で検討する体制を構築している。施設内での対応が困難な際は、児童相談所や警察等の関係機関と密に連携し、保護者への連絡も行っている。</p> <p>■改善課題 行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにすることだけでなく、子どもからの挑発的な言動により、職員が心身に強いストレスを抱える場合など、今後は、職員が困難な行動に対しても適切かつ冷静に対応できるよう、援助技術のさらなる向上を図るとともに、職員が一人で抱え込まずに精神的対応への組織的なバックアップ体制の整備が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
		b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
		c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
		<input type="radio"/> 2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
		<input type="radio"/> 3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
		<input type="radio"/> 4	大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
		<input type="radio"/> 5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
		<input type="radio"/> 6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。
	コメント	<p>■取組状況 施設内での暴力やいじめ、性的加害等を防ぐため、マニュアルに沿って予防と発生時の対応を徹底している。生活グループの構成は子ども同士の関係性を考慮して居室配置を決定し、死角にはセンサーを設置して事務室のモニターで状況を把握している。児童在園チェック表を用いて常に人数と居場所を確認し、日常的な異変の察知に努めている。また、信頼関係構築のため職員を「さん」付けで呼ぶ等の工夫を行っている。事例発生時は申し送りノートや報告書を通じて情報を共有し、各会議で対策を検討している。施設内での対応が困難な場合は、児童相談所や警察とも連携して解決を図っている。</p> <p>■改善課題 子ども間の暴力、いじめ、差別の方法は多岐にわたる。実態の情報共有、子どもの心理の研修、勉強会を通して未然に防ぐ取り組みが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(8) 心理的ケア		
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
判断基準	a	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
	b	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
	c	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
	<input type="radio"/> 2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
	<input type="radio"/> 3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
	<input type="radio"/> 4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
	<input type="radio"/> 5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
	<input type="radio"/> 6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>心理的ケアを必要とする子どもに対し、心理療法担当職員を中心に個別支援プログラムを策定・実施している。全子どもを対象に月1～3回の心理面接を継続し、言語的な対話に加え、玩具や創作活動を行うためのワークルームを活用した非言語的なワークも柔軟に取り入れている。プライバシーに配慮した相談室を完備し、面接結果は各会議で共有した上で具体的な援助方針を検討している。また、年2回は児童相談所等の多職種による協議を行い、包括的な支援を実施している。外部連携では月4回のアドボケートによる面接を行うほか、年1回は外部講師を招いた事例検討やスーパービジョンを実施して、職員の対応力向上を図っている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
判断基準	a	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	
	b	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	○ 2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	○ 4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	○ 5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
コメント	<p>■取組状況 学習環境として、小学生はリビングに、中学生以上は各部屋に個人の学習机が備えられている。小学生は帰宅後に課題と翌日の準備を済ませる習慣があり、勉強時間は職員が常在して宿題の手助けを行っている。学校とは必要に応じて連携し、現在は塾やフリースクール、特別支援学校に通う児童もいる。言語障害がある子どもに関しては、毎日担任と連絡を取り合い、日誌に記載して情報を共有している。</p> <p>■改善課題 こどもの学力に応じた支援を含め、学習ボランティアの活用など、本人の学習意欲が高められるような学習支援が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
66	A②	②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
判断基準	a	こどもが進路の自己決定ができるように支援している。	
	b	こどもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。	
	c	こどもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	
	○ 2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。	
	○ 3	児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	○ 4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	○ 5	学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	○ 6	高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	○ 7	高校を卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	
コメント	<p>■取組状況 担当職員は学校や保護者と連携し、本人の意向を尊重した自立支援計画を作成している。これに基づき進学や就職活動を多角的に援助しており、就労希望者には雇用側と連携して定着支援を行っている。進学希望者には給付型奨学金制度を周知し、経済的負担の軽減を図っている。無気力だった児童が理学療法士を目指し、養成大学へ合格した事例も見られる。退所後を見据えた支援では、アフターケア相談室の集いへの参加を促すほか、訪問によるアウトリーチ支援を継続し、面会時の様子を記録して孤立防止に努めている。学校中退時の再入所や措置延長に関するマニュアルも整備されているが、現在、対象者はいない。退所前後を通じて、個々の状況に合わせた切れ目のない支援体制を構築している。</p> <p>■改善課題 養護方針に掲げる自立支援(インケア、リービングケア、アフターケア、アウトリーチ)のさらなる充実が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
67	A②	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
判断基準	a	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	
	b	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	社会経験の拡大に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。
	○	2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。
		3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
	○	4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
	○	5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。
	コメント	<p>■取組状況 職場実習等は学校主導で実施している。アルバイトは社会経験を拡大する機会として推奨し、学校と連携して支援している。アルバイト代金の管理は、金銭管理表を用いて生徒自身に行わせている。携帯電話代を自費で支払うことで責任感を育成している。各種検定の取得支援も行い、合格時には氏名を掲示するなど、本人の意欲向上に向けた環境づくりに努めている。</p> <p>■改善課題 社会経験の拡大に向け、学校と緊密に連携し、生徒の適性に応じた職場体験・実習先、およびアルバイト先の新規開拓を継続していくことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
68	A②③	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 a
判断基準	a	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
	c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
	○ 2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
	○ 3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、こどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
	○ 4	外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
	○ 5	こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>家庭支援専門員が窓口となり、心理士や担当職員と連携して家族との信頼関係構築や相談体制を整えている。保護者には支援方針を丁寧に説明し、ホームページを通じて行事等の情報を発信している。家族との交流はマニュアルに基づき、こどもの状況に応じて段階的かつ慎重に進めている。交流手段として、携帯電話を所持するこどもは職員の見守りのもとで連絡を行い、未所持のこどもも週1回の連絡機会を設けている。面会交流は施設内での対面や外出を基本とし、外泊については事前の家庭訪問で安全を確認した上で許可している。帰園時には不適切な関わりの有無を確認するため児童の状態を観察し、その経過を詳細に記録している。このように、こどもが安心して家族と交流できる環境づくりに努めている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
69	A②④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。
	○	2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療事事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。
	○	3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 親子関係の再構築に向け、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所と密に連携して見立てを行っている。専門職を交えた各会議を経て自立支援計画を策定し、方針を明確にした上で組織的な援助を行っている。具体的には、児童相談所との合同家庭訪問による情報共有を行うほか、保護者に生活訓練が必要な際は家庭支援専門員が直接支援を担っている。面会や外出等の報告は調査報告書に記録して共有し、必要に応じて児童相談所へも報告している。施設内には親子生活訓練室を完備し、実践的なトレーニングも可能としている。退所後の復帰に際してはアフターケア事業へ引き継ぎ、継続的なフォローに努めている。</p> <p>■改善課題 親子関係の再構築をより確かなものにするため、ペアレントトレーニングなどの保護者への支援システムの取組みが望まれる。</p>	